

和歌山大学大学史資料室要項

制 定 平成30年 9月14日

最終改正 令和 5年 7月 1日

学術情報センター長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、和歌山大学教育機構学術情報センター図書館規程第3条の2第2項の規定に基づき、和歌山大学大学史資料室（以下「資料室」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 資料室は、和歌山大学（以下「本学」という。）及び本学の前身校に係る資料（以下「資料」という。）を収集、整理及び保存並びに展示、公開することにより、本学の教育研究活動に資するとともに、本学の管理運営、学生及び職員の自校教育、社会貢献及び地域文化の発展、向上に寄与するための情報を提供することを目的とする。

(業務)

第3条 資料室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関する業務
- (2) 資料の利用、展示及び公開に関する業務
- (3) 資料のアーカイブ構築に関する業務
- (4) 資料の調査研究に関する業務
- (5) 記念誌の刊行に関する業務
- (6) その他資料室の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 資料室は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 資料室長
- (2) 資料室担当教員
- (3) その他の職員

2 資料室長（以下、「室長」という。）は、図書館長をもって充てる。

3 資料室担当教員及びその他の職員は、本学に所属する教職員のうち、当該教職員の所属長の下承を得て、室長が指名した者をもって充てる。

(資料室会議)

第5条 資料室に関する管理運営を円滑に行うために、資料室会議を置く。

2 資料室会議に関する事項は、室長が別に定める。

(事務)

第6条 資料室の事務は、学術情報課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、資料室の管理運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この改正要項は、令和5年7月1日から施行する。